

【参考条文(抜粋)】

◆岸和田市国民健康保険条例(平成 20 年条例第 4 号)

(保険料の減額)

第 44 条 (第 1 項本文及び第 1～3 号(略))

(4) 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日…現在において、その世帯に属する被保険者につき算定した市府民税額…が非課税の世帯又は市府民税額の所得割額が課税されていない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の被保険者所得割額に 10 分の 6 を乗じて得た額

◆国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

(条例又は規約への委任)

第 81 条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例…で定める。